

交 規 第 1020 号

平成19年 8 月24日

埼玉県警察本部長

公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（通達）

みだしのことについては、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）の規定に基づき運用してきたところであるが、この度、同細則の一部改正により、除外する車両の追加、整理等所要の整備がなされたため、それに伴い公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両の取扱いについて（平成7年埼例規第23号・交規）の全部を次のとおり改正し、平成19年9月1日から運用することとしたから、誤りのないようになされたい。

記

第1 対象除外車両とその解釈等

公安委員会が行う交通規制の対象から除外する車両は、別表のとおりとする。

第2 申請受理の事務取扱要領

1 提出書類等

申請を受理するに当たり、原則として、次の表の区分に応じて、申請者の使用する車両が適用除外としての要件を満たしていることを証するに足りる書類の写しの提出又は申請者自身が適用除外としての要件を満たしていることを証する手帳等の提示を求めること。

申請者	必要な事項
○ 市町村から委託を受けて一般廃棄物収集を行う事業者	委託契約書等委託を証明する書類の写しの提出
○ 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は交通安全施設の維持管理に当たる者から委託を受け、当該施設の緊急修復のために使用する予定のある車両の所有者等	

○ 緊急往診のために使用する車両の所有者等	医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師が使用することを証明する書類の写しの提出又は同医師であることを証明する身分証の提示
○ 市町村との委託契約に基づき訪問歯科診療の往診のために使用する車両の所有者等	委託契約書等委託を証明する書類の写しの提出
○ 往診歯科診療器材を搭載し、訪問歯科診療に使用する車両の所有者等	訪問歯科診療の実態を疎明する資料の写しの提出及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師が使用することを証明する書類の写しの提出又は同医師であることを証明する身分証の提示
○ 身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者若しくは小児慢性特定疾患児（色素性乾皮症に限る。）又はこれらの代理人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾患児手帳又は小児慢性特定疾患医療受給者証の提示

2 留意事項

(1) 細則別記様式第1の13の申請書

駐停車禁止規制から除外しない車両（緊急取材車等）の管理者等からの申請書には、必ず「駐停車禁止」の文字上に2重線を引かせ、管理者等に押印をさせること。

(2) 同一事業所等からの複数車両の申請

一つの事業所等から複数の車両についての申請がある場合は、申請書は1枚とし、使用車両の種類及び車両（登録）番号の欄は、「別紙のとおり」とし、別紙に当該車両の種類及び車両（登録）番号を記載させること。

(3) 身体障害者に対する配慮

身体障害者の歩行困難性を審査する場合は、必ず交通課の幹部が立ち会い、人目に触れる場所での身体検査等は避けるなど十分に配慮すること。

(4) 色素性乾皮症患者に対する配慮

色素性乾皮症患者は、手帳を所有していないものもいることから、患者から申請があった場合は、小児慢性特定疾患児手帳又は小児慢性特定疾患医療受給者証の提示を求

めるなどにより、受給者番号を確認し、申請を受けた警察署において、次の表の区分に従い実施主体に照会して、色素性乾皮症患者であることを確認すること。

実施主体	照会先
埼玉県	埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当
さいたま市	さいたま市保健所
川越市	川越市保健所総合保健センター

(5) 申請代理人による申請

細則別記様式第1の14及び細則別記様式第1の15の申請について、申請代理人が申請する場合は、各様式の申請代理人欄に申請代理人の住所、職業、氏名等と併せ、申請代理人が申請する理由を確実に記載させること。

なお、この際申請者欄には身体障害者等本人の住所、職業、氏名等を記載させること。

第3 標章交付の事務取扱要領

1 標章交付事務の標準処理期間

処理は即日行うものとする。ただし、事業所等からの多数からなる一括申請については、受理した日から3日を超えないものとする。

2 標章の有効期間

標章の有効期間は、3年以内の必要最小限な期間とする。

3 標章交付番号の付与

標章交付番号は、標章の交付警察署を明確にするため、警察署名を冠した標章種別ごとの一連番号とする。

(例) 浦和第123号

4 標章交付簿の作成

標章を交付するときは、次の表の区分に応じて、標章交付簿を作成するものとする。

番号	標章種別	標章様式	標章交付簿
1	通行禁止除外指定車標章	細則別記様式第1	別記様式第1
2	駐停車禁止除外指定車標章 (緊急工事使用中)	細則別記様式第1の2	別記様式第2
3	駐停車禁止除外指定車標章	細則別記様式第1の3	別記様式第3

	(執行官使用中)		
4	駐停車禁止除外指定車標章 (郵便物集配・電報配達使用中)	細則別記様式第1の4	別記様式第4
5	駐車禁止除外指定車標章 (緊急取材使用中)	細則別記様式第1の5	別記様式第5
6	駐車禁止除外指定車標章 (緊急往診使用中)	細則別記様式第1の6	別記様式第6
7	駐車禁止除外指定車標章 (歩行困難者使用中(患者輸送車・車いす移動車))	細則別記様式第1の7	別記様式第7
8	駐車禁止除外指定車標章 (訪問歯科診療使用中)	細則別記様式第1の8	別記様式第8
9	駐車禁止除外指定車標章 (不法無線局探査使用中)	細則別記様式第1の9	別記様式第9
10	駐車禁止除外指定車標章 (歩行困難者使用中)	細則別記様式第1の10	別記様式第10
11	駐車禁止除外指定車標章 (歩行困難者使用中)	細則別記様式第1の11	別記様式第11

5 標章の更新及び再交付の手続

標章の更新及び遺失等による再交付については、新規申請手続と同様に取り扱うものとする。

なお、汚損、更新等により返却された標章は、速やかに廃棄すること。

6 標章の交付に当たっての留意事項

- (1) 標章の交付に当たっては、他の都道府県公安委員会の取扱いとの差異及び制度の不知による誤った使用等がなされないよう申請者等に次の事項について教示すること。

ア 埼玉県公安委員会が交付した標章の効力は細則別記様式第1の10及び別記様式第1の11以外他の都道府県には及ばない。ただし、埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(平成25年埼玉県公安委員会規則第3号)による改正前の細則の規定によ

る細則別記様式第1の9及び別記様式第1の10の標章の効力については、この限りでない。

イ 交通規制の対象から除外される車両であっても、規制区間における通行又は駐停車は必要最小限にとどめ、特に、近くに駐車施設等の駐車可能な場所がある場合は、極力同所を利用する。

ウ 幹線道路、繁華街等通行する、又は駐車することが交通上著しい障害を生じさせる場合は、極力交通規制に従う

エ その他標章の裏面に記載されている事項に従う。

(2) 駐車禁止除外指定車標章を交付する場合は、注意事項（別紙）を参考に各警察署の実情に応じて作成した注意事項を簡記した用紙を必要により配布するなど、標章の適正な使用を促すこと。

実施日

この通達は、平成19年9月1日から実施する。

実施日（平成21年3月27日交規第637号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成24年3月19日交規第417号）

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

実施日（平成25年3月26日交規第398号）

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

別表（第1関係）

規制種別	除外する車両	申請書	標章等	定義等	備考
(1) 道路標識等による交通規制	ア 警衛要則（昭和54年国家公安委員会規則第1号）に定める自動車お列に編成されている自動車	—	—	—	
	イ 警護要則（平成6年国家公安委員会規則第18号）に定める自動車警護列に編成されている自動車	—	—	—	
(2) 車両の通行禁止の交通規制	ア 犯罪の捜査（検察官、検察事務官及び特別司法警察職員の行う捜査を含む。）、交通の取締りその他警察の責務を遂行するために使用中の車両	—	—	「警察の責務」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項に定める犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持をいう。 なお、警察以外の捜査機関が犯罪の捜査のため使用中の車両を含む。	

<p>イ 災害救助、人命救助、水防活動、防疫活動又は消防活動のために使用中の車両</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象又は大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、多数の遭難者を伴う船舶の沈没等大規模な事故をいう。</p> <p>「防疫」とは、伝染病等の侵入（発生）又はまんえんを防ぐことをいう。</p>	
<p>ウ 急病人の搬送、救護等人の生命、身体又は財産に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>「緊急やむを得ない理由」とは、急病人の搬送又は治療、人命の救助、消防、犯罪の防止等で警察署長の通行許可を得る時間的余裕がないものをいう。</p>	

<p>エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で当該目的のために使用中のもの</p>	-	-	-		
<p>オ 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第14条の2に規定する道路維持作業用自動車で、同条各号に掲げる用務のために使用中の車両</p>	-	-	-		
<p>カ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの</p>	<p>(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、市町村又は市町村長の許可を受けた者が行う一般廃棄物収集のために使用中の車両</p>	1の12	1	-	<p>市町村から委託を受けて一般廃棄物収集を行っている事業者からの申請については、委託について証明する書類の写しを提出させること。</p>

<p>(イ) 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は道路について緊急修復を要する工事のために使用中の車両</p>	<p>1の12</p>	<p>1</p>	<p>「緊急修復を要する工事」とは、当該施設が破壊され、又は故障したことにより住民の生活若しくは経済活動に重大な支障を及ぼし、又は付近住民等へ危険を及ぼすこととなり、早急に修復することが必要と認められる工事のことをいう。</p> <p>なお、標章の交付対象者は、これらの事業を営み、施設等の維持管理の責を有する者又はこれらの者から委託を受け当該施設等の修復工事を行う者とする。</p>	
---------------------------------------------------------	-------------	----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<p>(ウ) 郵便物の集配又は電気 通信事業法（昭和59年 法律第86号）に基づく 電報の配達のために使 用中の車両</p>	<p>1 の12</p>	<p>1</p>		
<p>(エ) 交通安全施設の設置又 は維持管理のために使 用中の車両</p>	<p>1 の12</p>	<p>1</p>		
<p>(オ) 報道機関が緊急取材の ために使用中の車両</p>	<p>1 の12</p>	<p>1</p>	<p>「報道機関」とは、埼玉県政 記者クラブに加盟している報道 機関をいう。</p> <p>「緊急取材」とは、各種災 害、大規模事故、重要事件等社 会的反響の大きい出来事の発生 時かつ発生現場における取材活 動をいう。</p> <p>なお、ハイヤー等臨時に使用 する車両を含まない。</p>	<p>申請書は、浦 和警察署長が受 理する。</p>

(3) 大型自動車等の通行禁止の交通規制	ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に使用する自動車であって当該用務に使用中のもの	—	—	いわゆる「路線バス」として、運行系統に従い定期的に運行中のもののほか、同系統を臨時に運行するものを含む。	
	イ 専ら通勤者又は通学（園）者を運送する車両であって当該用務に使用中のもの	—	—	—	
(4) 大型乗用自動車等を対象とした指定方向外進行禁止の交通規制	前記(3)アに掲げる車両	—	—	—	
(5) 最高速度の交通規制	ア 令第13条第1項に規定する緊急自動車と同項各号に掲げる用務のために使用中の車両	—	—	—	
	イ 専ら交通の指導取締りに従事する自動車（最高速度の交通規制が、令第11条に定める速度以下の区間を通行する場合に限る。）	—	—	—	

(6) 駐停車禁止の 交通規制	ア 前記(5)アに掲げる車両	—	—	—	
	イ 前記(2)アに掲げる車両及び当該責務の遂行のため現に停止を求められている車両	—	—	当該責務を遂行するため、警察官等が、現に停止を求めている車両で、必要最小限の範囲で停車又は駐車をさせるもの。	
	ウ 前記(2)イに掲げる車両	—	—	—	
	エ 急病人の搬送、救護等人の生命又は身体に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両	—	—	「緊急やむを得ない理由」とは、急病人の搬送又は治療、人の救助、消防、犯罪の防止等で警察署長の駐車許可を得る時間的余裕がないものをいう。	
	オ 前記(2)カ(ア)に掲げる車両	—	—	—	
	カ 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の捕獲のために使用中の車両	—	—	—	

<p>キ 放置車両確認機関が確認事務を行うために使用中の車両</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>「確認事務を行うために使用中の車両」とは、委託契約に基づき、確認事務のため巡回中であることを表示して確認事務のために使用中である車両をいい、委託契約に基づき選任された統括責任者又はこれに代わる者が当該確認事務の管理等のため使用中である車両を含む。</p>		
<p>ク 前記(2)オに掲げる車両</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		
<p>ケ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する標章を掲示しているもの</p>	<p>(ア) 電気、ガス、上下水道、電信、電話又は交通安全施設について緊修復を要する工事のために使用中の車両</p>	<p>1 の13</p>	<p>1 の2</p>	<p>前記(2)カ(イ)に同じ。</p>	

		(イ) 執行官法（昭和41年法律第111号）に基づき、執行官が強制執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のために使用中の車両	1の13	1の3	執行官が民事訴訟法その他の法令に規定する裁判の執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行のために使用中の車両をいう。	申請書は、浦和警察署長が受理する。
		(ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配及び電気通信事業法に基づく電報の配達のために使用中の車両	1の13	1の4	「専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配」とは、郵便法に規定されている第1種から第4種までの郵便物に限って集配するものをいい、小包郵便物を含まない。	
(7) 駐車禁止及び	ア	前記(6)に掲げる車両	—	—		
時間制限駐車 区間の交通規 制	イ	公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のために使用し、交通の安全と円滑に著しい障害とならない場所に駐車しているもの	—	—	「交通の安全と円滑に著しい障害とならない場所」とは、渋滞の激しい幹線道路、交差点付近、カーブで見通しの悪い地点、警察が指定した道路区間等当	

				該車両の駐車によって交通上の著しい障害が生じると認められる場所以外の場所をいう。	
ウ 次に掲げる車両で公安委員会が交付する標章を掲示しているもの	(ア) 報道機関が緊急取材のために使用中の車両	1の13	1の5	—	申請書は、浦和警察署長が受理する。
	(イ) 医師法（昭和23年法律第201号）第2条に規定する医師が、急病人等の往診のために使用中の車両	1の13	1の6	「急病人等の往診」とは、社会通念に照らして、一刻も早く医師の往診治療が必要である急病人等の往診で、警察署長の許可を受ける時間的余裕がないものをいう。	
	(ウ) 運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受けた自動車で、現に歩行困難な者の輸送の	1の13	1の7	—	

	ため使用中の車両		
(エ)	市町村長と歯科医師会 会長との訪問歯科診療 に関する委託契約に基 づき、歯科医師会から 指定された歯科医師が 往診のため使用中の車 両	1の13 1の8 1の13 1の8	— —
(カ)	歯科医師法（昭和23年 法律第202号）に規定す る歯科医師が往診歯科 診療器材を搭載し、訪 問歯科診療に使用中の 車両		

<p>(カ) 総務省設置法（平成11年法律第91号）に基づく電波の監視若しくは電波の質の是正又は不法に開設された無線局若しくは不法に設置された高周波利用の設備の探査のために使用中の車両</p>	<p>1の13</p>	<p>1の9</p>	<p>不法電波の発信源を迅速に特定するために使用中の車両をいう。</p>	<p>申請書は、浦和警察署長が受理する。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	------------	--------------------------------------	--------------------------

	<p>エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交付する標章又は他の都道府県公安委員会が交付した当該標章に相当する標章を掲示しているもの</p>	<p>(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、細則別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められ</p>	<p>1の14</p>	<p>1の10</p>	<p>「歩行が困難であると認められるもの」とは、つえ等の補助装具に頼らなければならない者、強度の視力障害により歩行のために補助が必要な者、両上肢の機能を全廃又は著しい障害のため他人の補助を必要とする者、強度の内臓機能障害により移動能力が著しく制限されている者をいう。</p> <p>「現に使用中」とは、障害者等が運転し、又は同乗して、通勤、通学、買い物等日</p>	<p>適用の範囲は全国となり、他都道府県公安委員会の交付した標章が本県で適用されるのと同様に、本県公安委員会が交付した標章も他都道府県において適用される。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

		<p>るもの又はその他の障害の級別で公安委員会が歩行困難であると認めたもの</p>			<p>常生活に必要な活動のために使用していることをいう（以下同じ。）。</p> <p>「その他の障害の級別」とは細則別表1の障害の級別に該当しない障害又は重度障害の程度に該当しない障害を有するものをいう。</p> <p>「公安委員会が歩行困難であると認めたもの」とは、医師の診断書等により歩行能力が困難であることが明らかな場合等をいう。</p>	
		<p>(イ) 戦傷病者特別援護法 （昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けてい</p>	1の14	1の10		

る者で、細則別表1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

(ウ) 昭和48年9月27日付け厚生省児発第156号「療育手帳制度について」に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、昭和48年9月27日付け児発第725号厚生省児童家庭局長通知「療

1の14

1の10

「重度の障害を有するもの」とは、知的障害者に埼玉県又はさいたま市から交付された「療育手帳（みどりの手帳）」に記載されている最新の判定が、㊤（最重度）又はA（重度）である者をいう。

育手帳制度の実施につ
いて」第3の1(1)に定
める重度の障害を有す
るもの

	<p>(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</p>	1の14	1の10		
オ	<p>平成6年12月1日付け児発第1033号「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該慢性疾患ごとに厚生労働大臣が定める平成17年2月10日付</p>	1の15	1の11	<p>「色素性乾皮症」は、常染色体劣性遺伝性の光線過敏性皮膚疾患で、日光照射(紫外線)を受けることにより容易に日焼けを起こし、色素沈着等を生じ、ついには、悪性し</p>	

	<p>け厚生労働省告示第23号「疾患の状態の程度」第8 表中の色素性乾皮症に限る。)が、日出から日没ま での間において現に使用中の車両で、公安委員会が 交付する標章又は他の都道府県公安委員会が交付し た当該標章に相当する標章を掲示しているもの</p>		<p>ゆよを生ずる病気である。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	---------------------	--

別紙（第3関係）

注意事項

駐車標章を受けていても、できるだけ、駐車場や空地などの道路外に駐車するようにしてください。

やむを得ず道路上に駐車する場合も、できるだけ、他の車の邪魔にならないような場所を選び、駐車時間も必要最小限にしてください。

なお、警察官や交通巡視員から現場で指示を受けることがありますが、それには従ってください。

また、以下の事項を守らない場合は、標章を返納すること又は保管場所法若しくは道路交通法による取締りを受けることとなりますので注意してください。

1 この標章は、道路を車庫代わりとして使用できるものではありません。

保管場所としての使用（12時間以上（夜間は8時間）以上の駐車）をしてはいけません。

2 この標章は、公安委員会の道路標識又は道路標示により指定された駐車禁止場所に駐車するときに限り有効です。

次の場所には駐車できません。

(1) 法定の駐停車禁止場所（道路交通法第44条）

- ・ 交差点内及び交差点の端から5メートル以内
- ・ 横断歩道上、自転車横断帯上及びそれらの前後5メートル以内
- ・ 踏切上及びその前後10メートル以内
- ・ 坂の頂上付近、勾配の急な坂及びトンネル内
- ・ バス停から10メートル以内

など

(2) 法定の駐車禁止場所（道路交通法第45条第1項及び第2項）

- ・ 車庫、貨物の積卸し場所などの出入口から3メートル以内
- ・ 道路工事現場の端から5メートル以内
- ・ 消防防水槽、消火栓などから5メートル以内
- ・ 火災報知機から1メートル以内
- ・ 駐車すると余地が3.5メートル以内となる狭い道

(3) 駐停車禁止規制が実施されている場所（電気、ガス等の緊急工事車を除く。）

3 その他次の事項に注意してください。

(1) 駐車するときは、車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいよう（前面ガラスのない車両については、外部から見やすい場所）に標章を掲出すること。

(2) 警察官や交通巡視員から標章の提示を求めたときは、これに従うこと。

(3) 標章は他人に貸したり、交付目的以外に使用するなど不正に使用しないこと。

(4) 記載事項に変更がある場合は、速やかに警察署へ届けること。

(5) 標章は、被交付者が死亡、転居などの理由で不要となった場合や有効期限が過ぎた場合は、速やかに返納すること。

